

費等」という。)が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額(法第五十二条の二第四項(法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額(法第五十二条の二第四項において準用する場合を含む。))の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額(法第五十二条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

二 滞在に要する費用(法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(法第五十一条の二第四項(法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。))

三 食材料費
理美容代
四 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)のを除く。)の提供を行つたことに伴い必要となる費用のに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

五 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4| 認められるもの
- 4| 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5| 指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。)
- 6| 理美容代
- 7| 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当とする。
- 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行つたことに伴い必要となる費用
- 五 送迎に要する費用(厚生労働大臣が別に定める場合を除く。)

第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第一百四十条の二 第一節、第三節及び前節の規定にかかるわらず、ユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であつて、その全部において少數の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一體的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者との日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの)を支援が行われるもの)をいう。(以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第一百四十条の三 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持

第五節 小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この節の趣旨)

第一百四十条の二 第一節、第三節及び前節の規定にかかるわらず、小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業(指定短期入所生活介護の事業であつて、その全部において少數の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。)により一體的に構成される場所(以下「ユニット」という。)ごとに利用者との日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの)をいう。(以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第一百四十条の三 小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持

並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

(設備及び備品等)

第一百四十二条の四 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

（略）

3 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一緒に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所

の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(設備及び備品等)

第一百四十二条の四 小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあっては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることがができる。

2 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

（略）

3 特別養護老人ホーム等に併設される小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一緒に運営が行われるもの（以下「併設小規模生活単位型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設小規模生活単位型事業所及び当該併設小規模生活単位型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「小規模生活単位型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設小規模生活単位型事業所併設本体施設

4 第百二十二条第一項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第二項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

（略）

4 第百二十二条第一項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第二項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

4 第百二十二条第一項の規定の適用を受ける小規模生活単位型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定する小規模生活単位型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあっては、第二項の規定にかかわらず、小規模生活単位型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

（略）

5 第二項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

イ 居室

（1）・（2）
（略）
（3）| 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したもののについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

（4）（略）
ローリー（略）

一 ユニット
（略）

6 前各項に規定するものほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

一・五 （略）

（準用）

第一百四十四条の五 第一百二十三条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

第一百四十条の五 第百二十三条の規定は、小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

(利用料等の受領)

2 第四十四条の六 エニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該エニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる

法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービス費用基準額から当該小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようしなければならない。

小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

3 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法

第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十二条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額

二、費用を限度とする（）

二
滞在に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十二条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
三 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行つたことに伴い必要となる費用
四 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行つたことに伴い必要となる費用

六 理美容代

前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。ただし、

五	四	三	二	一
				(略)
			ユニットの提供を行うことに伴い必要となる費用	
		食 料 費		
	理 美 容 代			
前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において 提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるも のに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と 認められるもの				

同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第一百四十条の七 (略)

2 (4) (略)

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(介護)

第一百四十条の八 (略)

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第一百四十条の七 (略)

2 (4) (略)

5 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

6 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

7 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

(介護)

第一百四十条の八 (略)

2 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。

3 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第一百四十条の七 (略)

2 (4) (略)

5 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

7 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならぬ。

(介護)

第一百四十条の八 (略)

2 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持つて行うよう適切に支援しなければならない。

3 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう

(食事)

第一百四十条の九 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

(食事)

第一百四十条の九 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第一百四十条の十一 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第一百四十条の十一 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一・二 (略)

三 利用定員 (第一百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員 (第一百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。)

五・十 (略)

(定員の遵守)

第一百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所においては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

一百四十条の十二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対しても同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(その他のサービスの提供)

第一百四十条の十一 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第一百四十条の十一 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一・二 (略)

三 利用定員 (第一百二十一条第二項の規定の適用を受ける小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合を除く。)

四 ユニットの数及びユニットごとの利用定員 (第一百二十一条第二項の規定の適用を受ける小規模生活単位型特別養護老人ホームである場合を除く。)

五・十 (略)

(定員の遵守)

第一百二十一条第二項の規定の適用を受ける小規模生活単位型特別養護老人ホームである小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業所においては、当該小規模生活単位型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

一百四十条の十二 小規模生活単位型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対しても同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第一百四十条の十三 第百二十五条、第一百二十六条、第一百二十九条、第一百三十一条から第一百三十四条まで、第一百三十六条及び第一百三十九条から第一百四十条までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第一百二十一条第一項中「第一百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第一百四十条の十一に規定する重要事項に関する規程」と、第一百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第一百四十条の十三において準用する第一百四十条」と、同項第三号中「第一百二十八条第五項」とあるのは「第一百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第一百四十条の十三において準用する第一百四十条」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百四十条の十三 第百二十五条、第一百二十六条、第一百二十九条、第一百三十一条から第一百三十四条まで、第一百三十六条及び第一百三十九条から第一百四十条までの規定は、小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第一百二十一条第一項中「第一百三十七条」とあるのは「第一百四十条の十一」と、第一百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第一百四十条の十三において準用する第一百四十条」と、同項第三号中「第一百二十八条第五項」とあるのは「第一百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第一百四十条の十三において準用する第一百四十条」と読み替えるものとす。

第六節 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基

本方針並びに設備及び運営に関する基準

(一)の節の趣旨

第一百四十条の十四 第一節、第三節及び第四節の規定にかかわらず一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であつて、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるもの）をいう。

(準用)

第一百四十条の十四 第一節、第三節及び第四節の規定にかかわらず一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であつて、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものとす。

(一)の節の趣旨

第一百四十条の十四 第一節、第三節及び第四節の規定にかかわらず一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であつて、その一部においてユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものとす。

以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)
第一百四十条の十五 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の
基本方針は、ニニシトごとに利用者の日常生活が営まれ、これに
対する支援が行われる部分（以下この章において「ユニット部分
」という。）にあつては第百四十条の三に、それ以外の部分にあ
つては第百二十条に定めるところによる。

(設備及び備品等)
第一百四十条の十六 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行ふ者（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の設備及び備品等は、ユニット部分にあつては第一部百四十四条に定めるところによる。ただし、浴室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室及び介護材料室については、利用者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一つの設備をもつて、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。

(基本方針)
（第百四十条の十五）一部小規模生活単位型指定短期入所生活介護の事業の基本方針は、ユニットごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあつては第百四十条の三に、それ以外の部分にあつては第一百二十条に定めるところによる。

(準用) 第百四十四条の十七 第百二十三条の規定は、一部ユニット型指定短
期人所占居(建築業者所)につれて準用する。

(利用料等の受領) 第百四十四条の十八 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第百四十四条の六に、それ以外の部分にあっては第百二十七条に定めるところによる。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)
百四十九条の十九 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定短期入所生活介護の取扱方針は、ユニット部分にあっては第一百四十九条の七に、それ以外の部分にあっては第二百二十八条に定めるところによる。

(介護) 第百四十条の二十 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の介護は、ユニット部分にあつては第百四十条の八に、それ以外の部分にあつては第百三十条に定めるところによる。

(百四十四条の二十一) 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業業者
の食事は、ユニット部分にあっては第一百四十条の九に、それ以外
の部分にあっては第百三十二条に定めるところによる。
(その他のサービスの提供)
第一百四十条の二十二 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業業者
のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第一百四十
条の十に、それ以外の部分にあっては第百三十五条に定めるところ
による。

(運営規程)
百四一〇二三
一部ユニット型指定認期入所生活介護事業者

第百四十条の二十三 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

三 ユニット部分の利用定員及びそれ以外の部分の利用定員（第